

委託仕様書

1 業務名

令和8年度愛知県版水田作栽培管理支援サービス構築実証業務

2 業務目的

本県の水田農業では、担い手の減少や高齢化が進展する中、気候変動による高温や異常気象への対応、生産性向上及び収量・品質の安定化が重要な課題となっている。

愛知県農業総合試験場では、これまで水稻、小麦及び大豆を対象として、出穂期や開花期などの生育ステージを予測する生育予測技術や生育に応じた追肥量の決定に必要な生育診断技術の研究開発を進めてきた。これらの研究成果は、愛知県の気象条件や栽培体系に対応したものであり、適期の作業や適正な追肥による管理作業効率の最大化や収量及び品質の安定化に資する技術として期待されている。

一方で、これらの研究成果の活用は主として普及指導員及び営農指導員による営農指導にとどまっており、生産者が自ら活用できる環境は十分に整備されていない。

そこで本業務では、愛知県農業総合試験場の研究成果を生産現場へ展開し、生産者自らがデータに基づく栽培管理を実践できる環境の構築に向けて、気象データ及び人工衛星画像等を活用し、愛知県農業総合試験場の研究成果と組み合わせて、愛知県の水田作に特化した生産者向け栽培管理支援サービスの試作版を作製するとともに、実際の農業者による試行運用を通じて、その有効性及び普及拡大に向けた課題を検証する。

これにより、生産者自らがデータに基づき適時・適切な栽培管理を実施できる環境整備を進めるとともに、愛知県農業総合試験場の研究成果の社会実装を促進し、水田作におけるDXの推進、生産管理の効率化及び生産性向上につなげる。

3 委託期間

契約日から令和9年3月15日まで

4 業務内容

(1) 生産者向け栽培管理支援サービス試作版の作製

受託者は、愛知県農業総合試験場が開発した水田作の生育予測技術等の研究成果を活用するとともに、業務期間中に得られる研究成果についても県及び愛知県農業総合試験場と連携しながら可能な範囲で反映を図り、気象データ及び人工衛星画像等を活用し、生産者が直接利用できる栽培管理支援サービスの試作版を作製すること。

試作版はスマートフォンでの利用を基本とし、利用者がほ場や営農現場で容易に活用できるものとする。また、生産者が直感的に利用できる操作性及び視認性に配慮すること。

試作版には少なくとも次の機能を備えること。

- ・ 水稻・小麦・大豆の生育ステージ予測機能
- ・ 小麦の追肥量診断機能

なお、試作版の作製方法は問わないものとし、新たなシステムの開発に限るものではなく、既存システム又は既存サービスの活用その他提案内容に応じた合理的かつ効果的な手法を採用できるものとする。

対象品種については、県内水田作で栽培される主要品種とし、以下を基本として県と協議の上、決定すること。

- ・ 水稻移植栽培：コシヒカリ、あきたこまち、なつきらり、大地の風、あいちのかおり SBL、あいちのころ、ミネアサヒ SBL
- ・ 水稻不耕起 V 溝直播栽培：コシヒカリ、なつきらり、大地の風、あいちのかおり SBL、あいちのころ
- ・ 小麦：きぬあかり、ゆめあかり
- ・ 大豆：フクユタカ A1 号

（２）試作版の実証及びモニター調査の実施

受託者は、県内の農業者等を対象として、（１）で作製した試作版の試行運用による実証を行うこと。試行運用に先立って、生育ステージ予測機能の結果と実際の生育状況との整合性について検証を行い、その有効性を確認すること。

試行運用に当たっては、利用者への説明及び利用支援を行うとともに、利用状況を把握し、実際の営農場面における有効性を検証すること。

また、モニター調査を実施し、利用者の意見及び要望を把握すること。

調査対象者については県と協議の上、受託者が選定することとし、調査項目には少なくとも次の事項を含めること。

- ・ 操作性
- ・ 有用性
- ・ 利用意向（継続利用の意向及び利用者が許容可能な費用負担水準を含む）
- ・ 改善要望

（３）実証結果の取りまとめ

受託者は、試行運用及びモニター調査の結果を踏まえ、次の事項を整理すること。

- ・ 生産者による受容性及び利用ニーズ
(利用意向、必要とする機能、継続利用の条件及び利用者が許容可能な費用負担水準を含む。)
- ・ 栽培管理支援サービスの利用効果
- ・ 普及拡大に向けた課題
- ・ 本格運用に必要な機能

- ・試作版の改良に向けた方向性と解決すべき課題
- ・次年度以降の展開方策

(4) その他

ア 実施計画書の作成

選定後、(1) から (3) で実施する内容について企画提案書に基づき、令和 8 年度の委託業務実施計画書を作成する。

イ 県との調整

(1) から (3) の業務は、令和 8 年度の委託業務実施計画書の作成段階から県と随時打合せを行い、県と調整のうえ実施するとともに、愛知県農業総合試験場が実施する研究開発との連携を図りながら業務を進めること。また、打合せのために必要な資料及び議事概要等の作成を行うこと。会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの場合であっても対応すること。

ウ その他

(1) から (3) に明記のない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な事項については、県と協議の上、対応すること。

5 実績報告

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅延なく提出すること。

(1) 成果物等

- ・生産者向け栽培管理支援サービス試作版の概要
- ・試行運用及びモニター調査結果報告書
- ・実証結果取りまとめ報告書

(2) 参考資料

- ・会議及び打合せ記録
- ・本業務で作成した資料

(3) その他、県が指示する資料

6 留意事項

- (1) 受託者は、委託業務期間を通じて業務内容全般を把握する専任担当者を配置し、円滑な業務実施のため、県と定期的に連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、契約締結後、速やかに県と協議の上、事業全体の計画（項目ごとの実施スケジュール）を作成し、当該計画に基づき業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、県との連絡会議（原則として月 1 回）を開催し、進捗状況、課題および対応方策について報告すること。
- (4) 受託者は、次年度以降の事業展開に向け、県の予算要求等に必要な情報の収集や資料

等の提供等の協力を行うこと。

- (5) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、事前に県の承認を得るとともに、再委託先ごとの業務範囲および費用内訳を明示すること。
- (6) 受託者は、業務完了後、実施内容を実績報告書として取りまとめ、提出すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、県と協議の上、その指示に従うこと。
- (8) 本事業は国の地域未来交付金を活用するため、当該交付金の要件を遵守すること。
- (9) 会計実地検査等が実施される場合には、県に協力すること。
- (10) 業務上知り得た秘密および個人情報については、適切に管理し、本事業の目的以外に使用または第三者へ開示してはならない。
- (11) 本業務の成果物や実施により新たに得られた知見、その他本業務を通じて取得した情報は、県内における利用に限り使用するものとし、県の事前の承認なく、県外において利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託期間終了後におけるこれらの成果物等の保管、利用、提供その他の取扱いについては、あらかじめ愛知県と協議の上、その承認を受けなければならない。
- (12) 本業務において使用する意匠、図表、データ、画像、映像等の著作権等については、受託者の責任において使用許諾等の手続きを行うこと。これにより生じた紛争については、受託者が責任を負うものとする。